

令和 3 年 2 月 18 日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和3年2月18日（木曜日）

出席議員（15名）

1 番	吉 田 眞 悦 君	2 番	鈴 木 宏 通 君
3 番	村 松 秀 雄 君	4 番	吉 田 二 郎 君
5 番	平 吹 俊 雄 君	6 番	手 島 牧 世 君
7 番	佐 野 善 弘 君	8 番	藤 田 洋 一 君
9 番	山 岸 三 男 君	10 番	柳 田 政 喜 君
11 番	前 原 吉 宏 君	12 番	櫻 井 功 紀 君
13 番	福 田 淑 子 君	15 番	我 妻 薫 君
16 番	大 橋 昭太郎 君		

欠席議員（1名）

14 番	千 葉 一 男 君
------	-----------

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐々木 義 則 君
長 寿 支 援 課 長	渡 辺 克 也 君
長寿支援課課長補佐	伊 藤 博 人 君
長寿支援課課長補佐	相 原 浩 子 君
健 康 福 祉 課 長	菊 地 知代子 君
健康福祉課課長補佐	相 澤 環 君
健康福祉課障害福祉係長	渡 邊 智 恵 君
子 ど も 家 庭 課 長	櫻 井 清 禎 君
子ども家庭課参事	今 野 正 祐 君

下 水 道 課 長	櫻 井 純一郎 君
下 水 道 課 総 務 係 長	笹 川 智 哉 君
徴 収 対 策 課 長	菅 井 清 君
徴収対策課課長補佐	芦 田 竜 司 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 俊 幸 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君
議 会 事 務 局 主 事	高 橋 秀 彰 君

議事日程

令和3年2月18日（木曜日） 午後1時30分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について
- 2) 第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画（案）について
- 3) 児童館及び放課後児童クラブの運営について
- 4) 債権の放棄について

第4 その他

- 1) 委員会条例及び委員会規則の改正について
- 2) 補正予算及び当初予算について
- 3) 議員積立金等について

第5 閉 会

午後１時３０分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 皆様こんにちは。大変御苦労さまでございます。

先日の地震には大変びっくりしたところでございます。昨日、議長会の総会がございまして大変に被害があると言われている蔵王町であったり山元であったりといったようなところの議長さんにいろいろお話を伺ったところですが、そんなに大きな被害はないということでございますけれども、なかなか見えない部分で出ているものだと思っております。山元なんかですと断水がですね、今日も続いているといったようなことで大変な騒ぎになっているかと思っております。

今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は４件です。どうぞスムーズに全員協議会が進められるよう、よろしくお願いします。

本日の全員協議会、千葉議員から欠席の申し出がございます。

ただいまから会議を始めます。

なお、説明及び意見を求める事項の４）債権の放棄については、個人情報の関係もありますので非公開で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋昭太郎君） 御異議なしと認めます。よって、４番目の債権の放棄については非公開で行うことといたします。

また、個人別の資料については、そのときに配付しますが、案件が終わり次第回収をさせていただきます。特に個人名及び個人が特定されるような発言については、行わないようにお願いいたします。

まず、最初に町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

ただいまお話がありました、議長からもありましたけれども、２月１３日深夜、１０年前の東日本大震災を思わせるような、そのような強い地震がございました。マグニチュード７.３、南郷地域では震度５強ということで非常に心配したところでございます。議会の皆さんには本当に深夜、晩酌している方もおると思うんですけれども、早速御参集をいただき、どうなんだというような御意見などを頂きながら本当に進めてきたところでございます。

おかげさまで大きな災害には至りませんでしたけれども、若干なりともいろんな形で災害の影響が出ております。今日は水道事業所で塩竈市の断水がしておりますので、そこに2人協力要請ということで行っております。そのような様々な点ございますけれども、市長ともお話ししましたけれども、お互いさまですよと、しっかりとタッグを組んで頑張りましょうということをお話しさせていただきました。そのようにいついかなる時がこのようなことがございますので、町としてはしっかりとその辺は心に留めながら進めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

また、コロナワクチン接種に関しましても、ほぼほぼだんだんと形が見えてきたのかなと、そのように思っております。まだまだしっかりとした形は示されませんが、十分にその辺は皆様にもお伝えをしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について、2点目は第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画（案）について、3点目は児童館及び放課後児童クラブの運営について、4点目は債権の放棄についてであります。

初めに、1点目の美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について御説明申し上げます。

介護保険制度は3年に一度、今後3年間の事業計画を策定し、介護保険料を算定することとなっております。このたび、今後の高齢者人口、要介護認定者数や介護サービスの必要量の推移等を勘案し、令和3年度から令和5年度までの高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定いたしました。本日は計画の概要及び介護保険料基準額等について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど長寿支援課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画（案）について御説明申し上げます。

美里町では、平成30年3月に平成30年度から令和5年度までを計画期間とする第3期美里町障害者計画を策定し、「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、障害者施策を推進してまいりました。また、3年を1期とする第5期美里町障害福祉計画及び第1期美里町障害児福祉計画を策定し、障害福祉サービスの基盤の強化に努めてまいりました。

このたび、令和２年度までを計画期間とした第５期美里町障害福祉計画・第１期美里町障害児福祉計画の期間が終了となることから国の指針に基づき、数値目標と障害福祉サービスなどの具体的な見込量を見直し、令和３年度から令和５年度までを計画期間とする第６期美里町障害福祉計画・第２期美里町障害児福祉計画を策定いたしました。

本日は計画の概要について御説明申し上げるものであります。詳細については、後ほど健康福祉課長から御説明申し上げます。

次に、３点目の児童館及び放課後児童クラブの運営について御説明申し上げます。

本町では児童福祉法に規定する児童の健全な育成を図るため町内４か所に児童館を設置し、児童への健全な遊びの場所の提供に資するとともに放課後児童クラブをあわせて実施してまいりました。このため、近年の児童館利用については放課後児童クラブの利用者が多くを占め、その他の小学生の利用は非常に少ない状況となっております。また、未就学児を連れた保護者の方は利用スペースの関係もあり放課後児童クラブ実施時間帯の利用を控える状況も見受けられることから、来年度以降の児童館及び放課後児童クラブ運営の見直しについて、本日御説明申し上げるものであります。

詳細につきまして、後ほど子ども家庭課長から御説明申し上げます。

次に、４点目の債権の放棄について御説明申し上げます。

令和３年２月５日に専決処分した美里町農業集落排水処理施設使用料の債権を放棄したことについて、次の３月会議に報告する予定としております。本日は、その内容について御説明申し上げます。詳細については、後ほど下水道課長から御説明申し上げます。議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、急遽でございますが、２月１３日に発生した福島県沖を震源とする地震による町の被害状況とその対応について議題の説明に入ります前に、この後引き続き報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日は大変忙しい中、ありがとうございました。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、どうも御苦労さまでございます。今、町長の挨拶でございました２月１３日に発生いたしました福島県沖を震源とする地震の町の被害状況及び対応についてですね、報告をさせていただきたいと思っております。座って報告させていただきます。皆様のほうにお渡ししております災害概要の資料で説明をしてまいります。

２月１３日２３時８分に美里町におきましては、こちらの本庁舎が震度５弱、南郷庁舎におきま

しては震度5強を観測する地震がございました。

被害状況でございますが、負傷者1人出ております。20代女性ということで、タンスが転倒し額に負傷したといったことでございます。けがの程度は軽傷ということでございます。

次に、建物被害等については、現在のところですね、報告件数はゼロということでございます。

次に、道路の状況でございます。通行止め箇所はゼロか所ということになっております。ただし、点検の状況で道路、橋梁等に若干のクラックが見られるといった状況になっておりますが、通行止め箇所はございません。

上水道でございます。上水道につきましても、路上漏水が青生地区、北浦横埦地区、それから南郷ふるさと中央公園付近の3か所で漏水が確認されておりますが、断水するまでには至っていないということで、早速修理のほうに入るといったことでございます。そのほか消火栓の漏水が1か所、こちらは南郷小学校の敷地内にあります消火栓でございます。こちらについても消火活動等に影響が出るほどの漏水ではないというところで、ただし直ちに修繕作業に入るといった状況になっております。

次、下水道でございますが、下水道についても被害等については入っておりません。後ほどお話しありますが、停電等がございまして、それで南郷の第4の処理場が一時停電いたしましたが、影響等はないというような状況でございます。

次、公共施設の状況でございます。公共施設点検した結果ですね、天井材等の一部ひび割れ、さらには壁等にクラック、ひび割れ等が確認されてはおりますが、軽微な被害ということで大きな被害には至っていないというところを確認しております。さらに、時計の落下が数か所等で破損、パソコンも1台落下しまして破損してるといった被害状況と現在のところなっております。

次、ライフライン、電気の関係でございますが、地震当日ですね、停電約400戸ということで確認しております。二郷地区、下二郷のほうでございますが、ただし3時43分に完全復旧をしているといった状況でございます。

次に、その他農業被害でございますが、4件となっております。1つは小島地区の乾燥調整施設の扉が破損したという内容でございます。それから福ヶ袋の水耕栽培の水耕台のハンドルが破損したといったことが出ています。それ以外に農協さんの米の倉庫、木間塚と中埦北部の米の倉庫で山積みしております米のパレットが崩れたといった被害がございまして、全部で4件という情報が入っております。

それからホームタンクの転倒が小牛田地域、南郷地域でおのおの1件ずつといった情報が入っております。ただし外部への、敷地から外への流出はないといったことでございます。

以上、現在押さえております被害の状況でございます。

それから、続きまして避難状況と町の対応等の部分についてお話しさせていただきます。

まず、23時8分の地震発生時に特別警戒本部の2号配備を設置しております。震度5強ということで2号配備で設置しております。その後、23時35分に1回目の特別警戒配備の本部会議を開催しております。この会議におきましては、いわゆるライフライン、それから公共施設の状況の確認を指示しております。さらに、住民から避難等のもし希望者が出た場合については、小牛田地域については中央コミュニティセンター、南郷地域については南郷庁舎の2階の多目的ホールを一時避難所として設置し、そこに誘導するといったことを確認しておりました。さらに現地、災害状況等班をつくって町内を確認作業を行いまして、一旦1時に2回目の会議を開催する方向で、その状況確認をするといったのを1回目の会議で決定しております。

続きまして、2回目に1時、14日の1時に会議を開催しまして、その巡回の状況等を確認したところでございます。その際には、上に書いてあります被害状況等の一部分が報告されまして、その時点では大きな災害等については確認されていないということで、引き続き被害状況の確認を行いまして、3回目を2時に開催するといったことを確認し、また再度確認作業を行ったといったことでございます。

3回目の会議を2時に行ったわけでございますが、住民からの情報等も、大きい被害等の情報がないというようなことですね、一旦2号の警戒配備から1号警戒配備へ、この時点で変更し、明るくなってから再度ですね、被害状況の確認を行うといったことを確認したところでございます。

この間ですね、まず避難状況の部分につきまして、地域の活動の部分について、中組、不動堂4区、青生地区等で行政区、地域防災組織が主体となりまして安否確認等、さらに地域の避難所の開設等行った場所もございます。避難所につきましては、先ほどお話ししたとおり一時避難所として中央コミュニティセンター、さらに南郷庁舎を用意いたしましたが、実質避難者についてはゼロといったような状況でございます。

それ以外の応急対策状況の部分につきましては、14日明るくなってから再度公共施設、それからインフラ等の状況等の確認を実施いたしまして消防団、さらには行政区長さんのほうにもこちらのほうから連絡をいたしまして被害状況等あるかどうかの確認等の作業等を14日午前中に行いまして、大きな被害等はないというようなことですね、2月14日13時をもちまして特別

警戒配備を解除というような形になってございます。

そのほかですね、現時点でそのほかの部分の対応部分についてはですね、数件被災証明等の照会等もございますので、こちらは税務課で来れば対応する態勢をとっているところでございます。今後それいかんによってちょっと被害状況が変わってくる状況もあるのかなと思っております。

それから、この13日未明の職員が出た部分につきまして、2月13日付で一般会計補正予算、時間外勤務手当を180万円ほど専決処分をさせていただいたところでございます。

あとですね、本日先ほど町長からもありましたが、塩釜市に給水の関係の応援で水道の職員が2人、本日派遣しております。

以上ですね、地震の被害、それから対応状況についての報告とさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。

ただいまの災害概要の報告について、よろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、早速説明及び意見を求める事項1）美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について、入ります。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）についての説明員を紹介させていただきます。

長寿支援課課長の渡辺でございます。（「渡辺です。よろしくお願いします」の声あり）同じく課長補佐の伊藤でございます。（「伊藤でございます。本日はよろしくお願いいたします」の声あり）同じく課長補佐の相原でございます。（「相原です。よろしくお願いいたします」の声あり）

それでは、早速渡辺課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（渡辺克也君） お疲れさまでございます。

それでは、美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）につきまして御説明申し上げます。老人福祉法及び介護保険法に基づきまして高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定してございますが、3か年を1期といたしまして策定してございます現在の第7期介護保険事業計画の計画期間が今年度3年目となっておりまして3月をもって終了となるものでございます。

本日御説明いたします、この計画につきまして令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としてございまして、第7期介護保険事業計画の計画期間の終了とともに今般の介護保険法等の改正を受けまして令和7年及び令和22年における本町の高齢化の状況を推計し、それ

に対応いたしました目標を示した上で高齢者を取り巻く本町の特性や課題を踏まえまして、この計画では「生き生きと暮らせる健やかで安心な共生のまち」、これを基本理念と設定したところでございます。そして、この基本理念を実現するために「健やかで暮らしやすいまちづくり」「支えあいを推進するまちづくり」「介護基盤の充実したまちづくり」、この3つの基本方針を設定をしたところでございます。

本計画の策定に至る経過でございますが、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に審議のほうをお願いいたしまして、令和元年12月19日から令和3年1月27日までの計4回にわたりまして委員会を開催いただき、先月1月28日に答申を頂いたところでございます。この間、パブリックコメントを令和2年12月8日から令和3年1月12日まで実施をいたしまして、お一人の方から36件の御意見を頂戴したところでございます。

2月16日に開催いたしました庁議を経まして本日開催の議会全員協議会にお示しをさせていただきました。この後、3月になりましたら介護保険条例の改正に伴います議会での御審議など必要な手続を行いまして、最終的にこの計画案が計画として策定となるものでございます。

この計画案は、第1章「計画の策定にあたって」から第7章「計画の推進」までの7つの章と「成年後見制度利用促進プラン」を策定の別紙といたしまして掲載しております資料編で構成されてございます。この内容の詳細につきまして、担当の課長補佐の伊藤から御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○長寿支援課課長補佐（伊藤博人君） 長寿支援課課長補佐の伊藤でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、事前にお手元に配付させていただきました美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の案につきまして概要を御説明させていただきたいと思っております。着座の説明をお許してください。失礼いたします。

それでは、計画書1枚目お開きいただきたいと思います。

今、課長の渡辺のほうから御説明がございましたが、今回の計画、美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画につきましては、第1章から第7章、それとは別に計画の一番後段のほうに記載しておりますが、計画別紙となる「成年後見制度利用促進プラン」の7つの章と一つの別紙で構成されております。

1枚開いていただいて計画書案の1ページを御覧いただけたらと思います。こちら、第1章計画の策定にあたって計画策定の趣旨をまとめたものでございます。

今回策定します第8期計画につきましては、現行の第7期計画と同様に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり介護ニーズの増加が見込まれる令和7年、いわゆる2025年問題ですね、それを見据えた計画の策定だけではなく、その次まで見据えた団塊ジュニア世代、団塊の世代の子供の世代が65歳の高齢期に到達する令和22年、西暦でいうと2040年の高齢者の状況を推計し、それらに対応した目標値を見据えた計画として策定しております。

ページを開いていただきまして3ページ御覧いただければと思います。こちらのページからは計画の法的根拠、関連計画、あとほかに経過期間についてまとめたパートでございます。

こちらの計画につきましては、私たちのこの計画案と同様に国の指針に基づき策定しなければならない宮城県で現在策定作業を進めております介護保険事業支援計画であるみやぎ高齢者元気プラン、ほかには宮城県地域医療構想と整合性を図る必要があることから、策定に当たりまして宮城県とは主に事業量などの見込みの数値について、内容の整合性を図りました。

また、こちらの計画、町の第2次美里町総合計画、美里町総合戦略における保健・医療・福祉分野の基本方向である「健やかで安心なまちづくり」を実現していくための施策を記述した計画であるという一面も持っております。このことから、総合計画・総合戦略のほか地域福祉計画などと整合性を図りながら計画案を策定したところでございます。

4ページを御覧いただきたいと思います。計画期間につきましては、介護保険法で定められている3年を1期とした令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間として設定してございます。

続きまして、5ページですが、5ページ、策定の体制につきましては、附属機関である美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に令和元年12月19日から令和3年の1月27日までに合計で4回の委員会に御参集いただきまして内容について御審議いただいたところがあります。こちらの附属機関における審議のほか、住民皆様からの意見反映の機会として令和2年の1月に在宅介護実態調査及び高齢者福祉に関するアンケート調査を実施したほか、令和2年12月8日から令和3年1月12日の期間にパブリックコメントの手続を実施いたしました。

次の部分の6ページから37ページ、こちら第2章高齢者の現状と将来推計では、町の高齢者人口、要介護・要支援認定者サービス受給率等の推移についてまとめたほか、さきに御説明しました令和2年1月に実施した在宅介護実態調査、ほかに高齢者福祉に関するアンケート調査から項目を抜粋し、それらから確認した現状からこちらのページ後段に記した9つの主要課題を抜き出したところであります。

実はここの部分のポイントだけちょっと御説明させていただきますが、6ページの上のグラフ

御覧いただければと思います。こちら国立社会保障・人口問題研究所の平成30年度市町村別人口推計により確定したものでありますが、美里町の人口は今後ですね、緩やかな減少傾向を示し、2040年には総人口1万6,915人まで落ち込むことが推計されております。これに対して、8ページ御覧いただければと思います。こちら人口の変化率、表にしたものですが、2020年を起点とした変化率を見れば、2040年には表の一番上、総人口ですね、27.7%の減。15歳から64歳までの生産年齢人口が35.5%の減少の一方で、表の下の部分ですが、高齢者人口につきましては落ち込み幅が大変少なく推計されております。12.5%の減少にとどまり、推計値が出されております。

これをさらに年齢区分別に見ますと、現状で要介護認定率が55%を超える85歳以上の人口の割合ですが、逆に増加して38%という推計値出されております。こちらの部分をちょっと留意しながら今回計画を策定したところであります。

済みません。36ページ、37ページを御覧ください。こちらが第2章でまとめました様々な推計値、アンケートから抜粋しました9つの主要課題として抜き出したものであります。こちらの課題をですね、そのまま次のページ、38ページ御覧いただければと思います。こちら、38ページから第3章計画の基本的な考え方としてまとめておりますが、現状分析や将来推計、アンケート調査の結果を踏まえ、導き出した諸課題に対応するため、第7期計画、現行の計画の基本理念を継承しながら総合計画・総合戦略における保健・医療・福祉分野の基本方向である「健やかで安心なまちづくり」の実現を見据え、今回の第8期計画では計画の基本理念を「生き生きと暮らせる健やかで安心な共生のまち」と設定させていただいたところです。

こちらの基本理念を実現するため、各事業分野で取り組む基本方針を次のページ、39ページ、3つの基本方針として設定いたしました。

基本方針の1つ目「健やかで暮らしやすいまちづくり」につきましては、42ページの第4章として章立てで取りまとめさせていただいております。こちらの章では高齢者のフレイル対策のほか、一般会計における高齢者福祉施策のほか、介護保険特別会計の中でも高齢者の暮らしに密着した事業について、主に高齢者の地域における暮らしを支えていくための各事業についての方向性とこれまでの実績、第8期の計画期間中の事業の見込みについて章の中で記載しております。

内容の中で、特に今回実施内容変わったものについて説明させていただきます。48ページ御覧いただければと思います。

48ページの上ですね、今回「高齢者あんしん見守り支援事業」という事業を記載しており

ます。こちら、これまでのひとり暮らし等緊急通報システムを事業内容について新たにブラッシュアップし、主にセンサーの方式、これまで戸や冷蔵庫の戸棚とかにセンサーを設置して、その開閉がなければ何かあったということで通報が来るような内容となっておりましたが、こちらセンサーの方式を人の動き、動態検知のほうに変更したほか看護師の専門の知識を有した365日24時間態勢の相談体制というものを新たに新年度から事業として設定いたしました。そのほかに事業所のコールセンターから月に一度利用者に対して体の変化等ないか定期連絡を行うなど、より利便性のある内容、事業内容と変更しております。

次に、基本方針の2つ目、50ページを御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、第5章「支えあいを推進するまちづくり」として介護予防・日常生活総合支援事業のほか、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターを中心とした各種事業について権利擁護や在宅医療介護、認知症施策の推進のほか、生活支援、介護予防のための基盤整備の推進について各事業の方向性と計画期間中の事業の見込みについてまとめた章となります。

次に、59ページ御覧いただきたいと思います。こちら、第6章「介護基盤の充実したまちづくり」として、主に介護給付について実績に基づいた見込みを行っております。第7期の現行の計画におきまして、新たにうちの町の地域支援事業としまして定期巡回、随時対応型訪問看護・介護事業、看護小規模多機能型居宅介護を整備したことから、次の3年間の第8期計画において新規の施設を整備する予定は現在のところ入れてはございません。

ただですね、既存の入所系の介護老人福祉施設で現在増床の意向があることから、その許認可を行う宮城県と事業者との調整において、町として現在バックアップをしております。それによって入所系の、60ページ、特別養護老人ホームの部分、こちら計画値、それを見越した形で1か月当たりの人数、アップした形で見込みを行いました。

少しページ飛びます。76ページを御覧ください。こちらのページからは介護保険料基準額を算定するに当たり算出方法や財源の構成について記述したものであります。

今回の保険料の算定に当たりましては、全国で統一した基準のもと算定する必要があることから、これまでのサービスの利用実績をもとに国から示されております地域包括ケア「見える化」システム及び将来人口推計というシステムを用いて第1号被保険者の介護保険料基準額を算出したところであります。こちら、76ページの円グラフですが、第8期の3年間の計画期間に要する介護保険の費用のうち、23%が65歳以上の第1号被保険者の皆様に御負担いただくこととなります。ほかに費用の27%を40歳から64歳までの第2号被保険者の皆様、国が20%・県が12.5%・町が12.5%負担して3年間の介護給付費を賄うこととなります。

その介護給付費の見込みにつきまして、77ページ御覧いただければと思いますが、こちらは介護予防サービスの給付見込みの表となります。表の右下に記載のとおり3年間の給付費の見込みを1億3,319万円といたしました。

続きまして、次のページ、78ページ御覧いただけたらと思います。こちらはホームヘルプサービスやデイサービスなど居宅サービスの3年間の見込みとなります。同じく表の右下、3年間の給付費の見込みを31億5,426万2,000円といたしました。

次のページ、79ページの上段は地域密着型サービスの給付費の見込みとなります。右下、表の右下御覧いただきたいんですが、3年間の見込額を15億4,589万4,000円と見込みました。下の施設サービス費につきましては、3年間の見込みを21億7,857万5,000円と見込みました。

次に80ページを御覧ください。ただいま御説明した各介護サービスの3年間の合計額が、このページの上の上段の表、総給付費の部分となります。計画期間の3年間の合計額が70億1,192万1,000円と見込んでおります。ほかに、特定入所者介護サービス費等給付額の3年間の見込みを1億9,646万6,875円、高額介護サービス等給付費の3年間の見込みを1億2,417万9,310円、高額医療合算介護サービス費等給付費の3年間の見込額を1,664万8,010円、審査支払手数料を598万6,980円と見込み、これらの合計となる標準給付費見込額を73億5,520万2,175円といたしました。

同じく下の表、地域支援事業費の3年間の事業費の見込額となります。こちら表の右上が3年間の合計値となります。介護予防・日常生活支援事業及び包括的支援事業・任意事業費合わせて4億1,538万5,670円と見込みました。

この総額に基づいた介護保険料の基準額の見込みについては、次のページ、81ページを御覧いただければと思います。

こちら中段に表を記載しておりますが、こちらの表の一番上、Aの欄につきましては、今御説明いたしました標準給付費見込額とB地域支援事業費を記載しております。この金額の23%、Cの部分ですね、これが65歳以上の第1号被保険者の皆様に御負担いただく額となります。17億8,723万5,204円です。その額に対してDの欄の調整交付金相当額を足した額、ほかに実際に調整交付金として交付される見込額のE、今回の保険料の端数部分を処理するために取り崩す基金Fを引いたものがGの部分になります。17億3,146万846円、この額に現在収納率の見込値を98%と設定し、3年間の所得段階別加入割合補正を掛けた第1号被保険者の総人数で除したものが保険料基準額の見込み、一番下から2番目、Jにあります年額にした基準額が6万9,600円、保険料基準額（月額）にして5,800円という形で今回基準額を見込んだところであります。

現在の期間の介護保険料基準額が月額5,900円であることから、若干ではありますが、8期の保険料基準額は100円マイナスの5,800円として見込んでおります。

この保険料基準額をもとに所得段階別に分けたものが、次のページ、82ページの表となります。こちら、ちょうど真ん中、5段階が基準額5,800円となります。この基準額を中心として全部で9段階の保険料を設定いたしました。

ちなみに、ここの中の第1段階から第3段階までにつきましては、公費による負担軽減後の乗率を月額として設定しております。

続きまして86ページ、こちら第7章計画の推進では保険者として行うべき計画の進捗管理、事業所に対する指導等について取りまとめたものであります。今回ですね、新たに災害や感染症対策における役場内での関係部局との連携について記載したところであります。

計画本編については、こちらは以上になります。

ほか、91ページ以降に、こちら成年後見制度利用支援事業に係る成年後見制度の利用促進に関する町のスタンスについて、今回初めて計画の別紙としてまとめたものとなります。今回事業計画の章立てとせず、あえて別冊とした考えとして、こちらの制度は高齢福祉だけに連する施策ではなく、町の障害福祉施策、社会福祉施策と密接に係る制度であります。このことから、ほかの各種計画においても、このプランを活用することを念頭に置き、計画別紙として取りまとめた経緯となっております。

内容としましては、美里町としてもまだ制度への取組が始まったばかりということもあり、非常にシンプルなものではありますが、92ページから94ページまでは制度の背景及び考え方について記述しました。95ページにつきましては、現在の町の現状と課題についてピックアップしております。まだ周知されているとはいえない制度ではあるものの、この制度を必要とするであろう相談は現在増加しており、制度自体も非常に複雑なことから町として今後本腰を入れて取り組んでいかなければならない事業であると考えております。

96ページに記載しました、こちら平成31年2月に関係機関に対して実施したアンケート調査や各種会議における意見においても制度理解への困難さ、具体の手續が煩雑すぎてわからない、相談できる場所づくりがない、ネットワークづくりについて課題点が出されたところであります。それらにおいて、その課題の解決に向けて、今回の計画の期間では97ページに記載しました具体的な取組ですね、①から⑤、5つの項目について3年間取り組んでいくことをまとめたものであります。

以上、簡単ではありますが、私からの説明とさせていただきます。どうもありがとうございます。

ました。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明を頂きました。皆さんのほうから意見、質問等何かございますか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 手島です。私からは4点ほどお伺いしたいと思います。

まず、初めに3ページの第3節計画の位置づけについてなんですけれども、2の関連計画との調和という言葉があります。この「調和」、下の表の中でも「調和」とありますが、この調和について、どういったことなのかをお伺いしたことと、あと2の文中に、2行目ですね、「整合を図り」とあります。説明の中では「整合性を図る」という言葉出ています。また、表の中でも町と宮城県、高齢者げんきプランと整合と書いてあるんですけれども、整合性ではなく整合というところを説明お願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○長寿支援課課長補佐（伊藤博人君） ただいまの手島議員の御質問にお答えします。

「調和」の表現につきましては、こちらですね、総合計画や県の計画の2年度ですね、考え方とこちらのほうを合わせたということで、整合性と調和の部分、ちょっとうまく表現はできないんですけれども、言葉、考え方を合わせたということで「調和」という単語を使わせていただきました。

整合につきましては、こちら、整合につきましては数値ですね、数値、県との計画の数値、それに基づく、うちの町だけでなく各市町村の数値、目標値等合わせないとだめということでこちらの単語を使ったところではありますが、済みません。整合性と整合、余りちょっと差はないという意識でちょっとつくったところではあります。申し訳ございません。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 整合というのは、ずれや矛盾がなく前後上下どうのこうのという意味がありますよね。そう意味で数字としてそうであるというんであればそれがなければならないんですが、構想等に関してとかプランに関してというところがあるので、多分整合性という形になるのかなと。物事や限度に矛盾がなく整っていることを意味するとか、そういったところでの一貫性とか理論性という意味での整合性になるのかなと思いましたので。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○長寿支援課課長補佐（伊藤博人君） 御意見ありがとうございます。確かに整合となるとぎっちり合わせないとだめという形、御指摘のとおりであります。整合性という部分は数字を合わせるという意味ではあるんですが、流れとして抵抗であったりという部分を流れを合わせると

いう部分で、こちらですね、整合という単語ではなく、済みません、こちら「整合性」という形に修正させていただきたいと思います。御意見どうもありがとうございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） では、2つ目です。41ページ、第4節日常生活圏域の考え方についてなんですけれども、これまでも、町全体を一圏域としてきたようですが、生活圏域として考えるには広くはなかったのか。そういったところが見直しの声や、また一圏域と考えるという定義等があるのであれば、それを教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○長寿支援課課長補佐（伊藤博人君） お答えいたします。

こちら今回も圏域、一圏域という形で設定しておりますが、これを分けたほうがいいかどうかという意見につきましては、各事業所であったり地域でのお話の中でもそういう部分は出てはおりません。中でも出ておりません。各種事業の展開につきまして、あとほかに事業所さんとかの勉強会、研修会、意見交換会、地域とのお話合いにつきましても、例えば地域別に分けて、まあ行政区ごとに細かく意見聞くときは行政区単位では聞きましたが、大きい部分の例えば講演会であったり意見の発表会という部分も、あえて2つのエリア等の区分けはせず、町の一体感を考えながら一つの事業として進めてきたこととかもございますので、今回もあえて複数の圏域という設定はせずに一圏域と設定したところであります。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） では、次の3つ目ですね、52ページ、2の一般介護予防事業についてなんですけれども、先ほど新しいプランのほう、別のほうでお話しいただいたんですが、この表の中の事業の実施状況と見込みというところにあります。高齢者のグループの育成・支援、件数というのが計画の中では令和3年度から見込まれていないところ、その下、3つ目の表のほうで令和3年度から計画が組まれているんですけれども、そちらのほうの説明をお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 相原補佐。

○長寿支援課課長補佐（相原浩子君） 相原のほうから説明させていただきます。

令和2年度まで3年間、「高齢者の運動グループの育成・支援」という目標を掲げさせていただきましたが、こちらのほうが余り具体的ではないということで、その下に「いきいき百歳体操モデル事業実施地区」ということで、より具体的にどのような事業をどこでしていくのか、どれぐらいの数字を求めていくのかというのを具体的に表したところです。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） それでは、高齢者の運動グループの育成・支援という中での取組という考えでよろしいですか。

○長寿支援課課長補佐（相原浩子君） はい、そのとおりです。育成・支援はしますが、その中身としていきいき百歳体操というやり方を実施していくということにしました。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） はい、ありがとうございます。

最後になります。87ページの第5節災害・感染症対策に係る庁内関係部局等との連携というところなんですけれども、2の介護事業所等との連携というところにあり、災害時には要介護云々というところが支援できるような体制を構築していきますというのがあるんですけれども、実際災害時、例えば事業所そのもの、介護事業所そのものが避難するという形になってくると対応が難しいと考えられるんですけれども、そういったところも事前にどういった取組とか話し合いをされるのかなと。災害に関してのところはこの第5節のところしかないようでしたのでお伺いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 相原補佐。

○長寿支援課課長補佐（相原浩子君） こちらですね、感染症対策、もちろん町民の方が避難する時も感染症対策をしていかなければならないという今事態になっております。ですので、今年からですね、その事業所さんが災害時にどのように避難のことを考えているのかということ、事業所さんのほうにもこちらからもお伺いしているところもありまして、やはりどこにも避難するところがなくて困っているというところについては、今後どのような形で避難ができるのか、必ず町の避難所じゃなきゃいけないのか、そうでない方法がとれるのかというのを今後検討していく予定となっております。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。藤田議員。

○8番（藤田洋一君） 11ページなんですけど、認定率の比較というところでグラフとの関連で数字がちょっと違うんじゃないか。18.3%、これは下は18.1%、これ違いがある。私の勘違いですかね。パーセントがちょっと変わってましたので。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤補佐。

○長寿支援課課長補佐（伊藤博人君） 済みません。御指摘ありがとうございます。こちら数字の記載ミスです。大変申し訳ございません。数値ですね、文章中「18.3%」となっておりますが、こちら「18.1%」、表のままの間違いです。御指摘どうもありがとうございます。こちら

修正いたします。どうもありがとうございました。

○8番（藤田洋一君） はい、わかりました。どちらが本当だかわからなかった。

○議長（大橋昭太郎君） どっちだど。どっちが正しいんだど。（「18.1ですね」の声あり）

○長寿支援課課長補佐（伊藤博人君） 18.1%が正しい数値となります。どうも申し訳ございません。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。福田議員。

○13番（福田淑子君） 59ページの「介護基盤の充実したまちづくり」ということで、第1節に介護サービス基盤の整備・充実とあります。これまで常任委員会でも予算・決算のときにお話ししてきました特別養護老人ホームへの入居者が増えているという状況で、90歳台で自宅で今待機してるという方も結構いられるんですね。施設整備について、こういう状況なので。ただ、支援だと待ってるだけに過ぎないと思うんですけども、やっぱり町が本腰入れて特養老人ホームを持ってくるんだというふうに本腰入れないとなかなか解消ならないし、そういった要求もかなり強まっていると思うんですけども、その辺についての考えですね、お伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○長寿支援課長（渡辺克也君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

これまで議員さんおっしゃるとおり分科会ですね、決算3月と当初予算の審査の際にもいろいろ御意見を頂いてございまして、我々もそれも把握をしております。先ほど担当の伊藤が説明した中で、ちょうどページ数で言いますと60ページをお開きいただきたいと思います、計画値を、ごめんなさい。60ページの上ですか、介護老人福祉施設の計画欄を御覧いただくと数字が、令和4年度からになります、数字を増やしてございます。これは先ほど説明、伊藤申し上げましたとおり、現在民間の施設のほうで増床の考え方を持っているという情報をつかんでおりますので。

ただ、この部分、民間施設、許認可、宮城県と調整協議ということで今進めているような状況というところでございますので、そういう中でも確実な情報を得ましたので数字としては増床の部分での見込んだ数字として計上してございます。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） そうしますと、令和4年度で165になっております。これは利用できる数として増床が確実だというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○長寿支援課長（渡辺克也君） お答えを申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、我々は確実だろうと思って計画書にも記載をさせていただきました。この間、情報も県とその施設のほうとも確認をしたところでございますが、何せ町のほうで許認可を出すものではないので、引き続き宮城県と協議をしていくというような確実な情報を得た中で掲載をしておりますので、あとは宮城県の判断になるかというふうには思います。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田二郎議員。

○４番（吉田二郎君） 数点お聞きします。43ページの敬老式、敬老事業ですか、これちょっと内容読みますと「コロナウイルス関係で行政区単位での身近な場所で行事に参加してもらえようような支援内容について検討を進めています」というような文面なんですけれども、これもうちちょっと具体的というか、どういうことで……。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○長寿支援課長（渡辺克也君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

敬老式につきましては、非常に歴史がある式典でございまして、これまでも皆様方にも御協力を、あるいは地域の皆様方の御協力を頂きながら町内の場所で体育館等借りながら実施してきたところでございます。議会の皆様方にも御報告をしておりましたけれども、年々ですね、高齢者の方々が増えてはいくんですけれども、どうしても参加される方々が少ないというところで、これは御意見も頂戴しておりますし、我々も全くそのように考えております。皆さんの御協力を頂いて参加される方が増えていくのであれば、このまま継続していきたいということでございますが、その辺の見直しも随時していきますという形でずっと毎年毎年検討してきたところでございます。

ここに記載した部分につきまして、今回アンケート調査をとりましても、できるだけ身近な場所でやってほしいというような御意見もありますし、一つの例として、例えば一番小さい単位、我々が想定するのは各行政区、70弱だと思うんですが、その行政区単位でできれば非常に喜んでもらえる、理想がかなうような、そういう式典になるのかなということで記載をさせていただきます。これを、できましたらこの計画期間中で理解を深めながら現実的に進めていきたいということでこういう表現をしたところでございます。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○４番（吉田二郎君） 私もそのとおりだと思います。確かに地域でですね、ただ、聞いた話で、区長会の席でどこまでお話しされたかわかりませんが、この文面だけぼんと出して、どうでしょうかというお諮りだったんだが、その内容で何か割と前向きなことじゃなくて、そこは

……。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○長寿支援課長（渡辺克也君） お答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり、この間開催されました行政区長さん方の会議で我々の思いを伝え、できましたらこういう単位でやりたいと。もっと言いますと令和３年度から実施したいということで、ある意味御意見を頂戴するといいましても御提案という形でさせていただきました。そうだね、いいねという御意見も半分、正直言うと半分以上だったかと私は思っていたんですが、区長さん方から、いややっぱり時期が早いと、もう少し丁寧な説明も必要でないかという御意見があり、最終的にはもう少し意見を深めていってからやってもどうなんだというような御意見になりましたので、我々としては令和３年度中に区長さん方と話し合いをもう少し、もうちょっと突っ込んだお話をさせていただきながら早い時期に実施したいなということで結論づけたところでございます。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○４番（吉田二郎君） そのようにしてほしいと思います。

あと、101ページです。策定委員さんですけども、前期までは15名という規約内の委員さん人数でしたんですけども、今回第２号被保険者という方が２名が該当しなかったんですよ。それはどのような思いっていうか……。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○長寿支援課長（渡辺克也君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

議員さんおっしゃるとおり、前回、３年前でしょうか、計画を策定する際にはいわゆる第２号の被保険者の代表の方が入ってございました。我々除外したわけではなくて、今回公募した上で進めた結果、第１号のお二人かな、第１号のお二人が御希望されて我々のほうにお申込みがあったということでございました。結果的にそうなったということでございます。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○４番（吉田二郎君） そうすると２号の方はなかったと捉えてよろしいんですね。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○長寿支援課長（渡辺克也君） はい、そのとおりで、ちょうど資料のおしりのほうに名簿を載せておりますが、この方々で御審議をいただきました。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○４番（吉田二郎君） はい、ありがとうございます。

それでは気づいたことで、今の表で策定委員12名なんですけども、No.1が13になって7番が抜けて……（「ああ7番、本当だね」の声あり）

あとですね、じゃあついでに、ついでということじゃないけども、この計画書のあれで令和何年というやつの令和の「令」の字が、細いようで申し訳ないんだけども、こっちも使う時あんでしょうけども、普通は、何ていうんでしょう、長くなって、もしこれね、43か所私見つけて、もっとあつかもしませんけども……。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○長寿支援課長（渡辺克也君） ただいまの御質問にお答えします。

大変な御苦労をおかけして大変申し訳ございませんでした。まず、1点目の101ページの番号の付番は我々のチェックミスです。大変申し訳ございませんでした。訂正いたします。

それから令和の「令」につきましても、再度確認して、議員おっしゃるとおりのいわゆる「令」、この字ではないポイントの「令」に修正をして統一をしたいと思います。再度、当然ですが、確認をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○４番（吉田二郎君） もう一つね。いろいろクレームつけて申し訳ないんだけども、ページ43から事業の実績と見込みの表が出てんですけども、これ43から49までは実績の、令和2年度だから、まだ途中ですよ。このあれは。そうすると50ページ以降はちゃんと見込みって、令和2年度の下に（見込み）って丁寧に入ってたんだけども、ここのページまではちょっと落ちてたんですよ。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○長寿支援課長（渡辺克也君） 大変本当に申し訳ございません。我々がチェックしなければいけない、議員おっしゃるとおりで、言葉を統一させていただいて、そうですね、はい、統一した表記にさせていただきたいと思います。どうも済みませんでした。大変ありがとうございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○９番（山岸三男君） 私からは1点、60ページの第2節の(1)の特別養護老人ホームの文章の3行目の「新規入所者は原則要介護3以上となります。ただし、やむを得ない事情があれば例外として認められる場合があります」ということなんですけども、このやむを得ない事情があると例外として認めるというのは、例えばどういう方のことをいうのか教えていただきたいと思います。

います。

○議長（大橋昭太郎君） 相原補佐。

○長寿支援課課長補佐（相原浩子君） 例えばですね、要介護2とか要介護1の人が入所できないとなった場合ですね、場合によってはやっぱり家庭の事情でその方がおひとり暮らしで、どうしても自宅では過ごせない、後は経済状態も悪くて特別養護老人ホーム以外にサービスを使うことは難しいというような場合が時々あります。そのような場合については施設の判断で入所ができるということになっておりまして、そこについては町のほうでも意見を出しながら入所の調整を図っていただくということをお願いしております。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 今の御説明ですと、要するに要介護1・2の方、要するに1・2ということは、当然認定を受けた方ですよ。今の説明だとひとり暮らしだったり、あるいは経済的な理由だったりということ、ひとり暮らしの方が、もう1・2の段階でお医者さんとかヘルパーさんと相談して介護認定されますよね。その時点で、もう既にひとり暮らしという時点で、もう危ないとか大変な状況になってると思うんですね。非常に難しい判断だと私は思っています。うちにもそういう方が1人おりまして介護もらえないんです。「支援」なんだけれどもそういう状況が今散見する状況で、どうしたらいいかって迷ってる状況もありまして、このいわゆるはざまになってるのかなと私は思うんですけども、これはどの時点でどなたが判断されるのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 相原補佐。

○長寿支援課課長補佐（相原浩子君） あくまでも入所に関してについては、特別養護老人ホームの判断、そちらの入所判定委員会での判断になりますが、ただですね、この方についてはやはり入所をしないと生活が維持されないというところについては町のほうに意見を求めるということになっておりますので、そのことについてはこちらからも状況について説明をしたりですね、御家族、周りの方との相談を一緒に進めていくということをしております。以上です。

○9番（山岸三男君） わかりました。ありがとうございました。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 櫻井議員。

○12番（櫻井功紀君） どうも御苦労さまです。私からは、1点だけお願いします。

43ページ、これは令和3年度から3か年の計画案ですよ。それで(2)敬老金、特別敬老祝金の一番下「特別敬老祝金は満百歳の誕生日に10万円をお渡ししています」、これはどういうことなんでしょう。「お渡しします」でないの。実際……。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○長寿支援課長（渡辺克也君） 御意見頂きましてありがとうございます。ほかの文章との整合性もあるので、おっしゃるとおり「しています」というところでもいいのか、あるいは「していきます」とかっていろんな言葉あるんですけども、これもちょうと統一したほうが議員さんのような誤解を招くような表現になってしまうので、はいわかりました。（「統一して」の声あり）文末のおしりのところも、もう一度確認をしたいと思います。ありがとうございます。

○12番（櫻井功紀君） よろしくお願ひします。以上です。終わります。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。

それでは、1）美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）については、以上とさせていただきます。御苦労さまでした。

これより、暫時休憩いたします。再開は2時55分といたします。

午後2時46分 休憩

午後2時53分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

2）第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画（案）について入ります。

それでは総務課長、お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、2番目の第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画（案）についての説明員を紹介させていただきます。

まず、健康福祉課課長の菊地でございます。（「菊地です。よろしくお願いいたします」の声あり）健康福祉課課長補佐の相澤でございます。（「相澤です。よろしくお願いいたします」の声あり）同じく健康福祉課障害福祉係長の渡邊でございます。（「渡邊です。よろしくお願いいたします」の声あり）

それでは、早速健康福祉課菊地課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画（案）につきまして御説明申し上げます。

令和2年度までを計画期間といたしました第5期美里町障害福祉計画・第1期美里町障害児福祉計画の期間が終了となりますことから、これまでの計画の進捗状況等を確認し、国の指針

に基づきまして数値目標と障害福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業などの具体的な見込量を見直しまして令和3年度から令和5年度までを計画期間といたします第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画を策定いたしました。

策定の経過といたしましては、障害者計画等策定委員会におきまして、令和2年7月30日から令和3年1月21日までに計4回御審議いただきまして答申を頂いております。パブリックコメントにつきましては、令和2年12月8日から令和3年1月12日まで実施し、意見の提出はございませんでした。その後、庁議において2月16日に計画の審議をいただき、本日全員協議会で御説明申し上げる流れとなっております。

なお、今回の計画につきましては、県の意見聴取を受けることとなっておりますので、県に計画案を提出しておりまして、2月17日付で回答がございました。

内容といたしましては、障害福祉計画につきましては、福祉施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標については、設定した目標値の着実な達成に向け関連施策の推進に努めてくださいという意見がございました。

なお、障害児福祉計画についての意見はありませんということで回答いただいております。

それでは、計画案の概要につきましては相澤課長補佐から御説明申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 相澤補佐。

○健康福祉課課長補佐（相澤 環君） それでは、第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画（案）について御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

計画は6つの章で構成されております。

まず、1ページから4ページまでにつきましては、第1章計画の基本事項についてでございます。令和2年度に現行の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況等を確認し、障害者総合支援法に基づく第6期美里町障害福祉計画、児童福祉法に基づく第2期美里町障害児福祉計画を策定いたしました。計画は3年を1期として定め、令和3年度から令和5年度までとしております。計画策定に当たっては、障害を持った方へのアンケート調査、サービス提供事業所などへのヒアリングシートによる意向調査、そして美里町障害者計画等策定委員会による審議を経て策定を行っております。

5ページをお開きください。5ページから9ページまでは第2章障害のある人を取り巻く環境についてでございます。計画策定に当たって人口や世帯数の推移、近年の障害者・障害児数の推移状況などについて整理したものでございます。

10ページをお開きください。10ページから14ページまでにつきましては、第3章計画の基本

理念についてでございます。第3期障害者計画につきましては、今回策定いたします2つの計画の基本的な方向性を定めており、「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を基本理念としていることから、これを継承し、より一層発展させていくことといたします。

12ページお開きください。12、13ページには今回の第6期障害福祉計画について、この計画は本町の障害のある人が生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援などのサービス提供態勢の確保に関する目標などを定めるものです。

第5期障害福祉計画、平成30年度から令和2年度の計画に係る各年度のサービス見込量の達成状況を点検評価し、その結果を踏まえて内容を見直しまして令和3年度から5年度までの計画を定めております。

国の基本指針に基づき第6期障害福祉計画に盛り込む内容は次のとおりですということで、次の6つを掲げております。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援について、2. 本町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等について、3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備について、13ページにいきまして、4. 地域共生社会の実現に向けた取り組みについて、5. 障害福祉の人材確保について、6. 障害者の社会参加を支える取り組みについてでございます。

14ページには第2期障害児福祉計画について、この計画は本町の障害児支援のニーズに的確に応えることができるよう、障害児通所支援などの提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込量を確保するための方策を定めるものです。国の基本指針に基づきまして障害児の健やかな育成のための発達支援について計画に盛り込みます。

15ページをお開きください。15ページから42ページまでにつきましては、第4章第6期障害福祉計画についてでございます。計画期間である令和3年度から令和5年度において、本町の障害のある人が生涯を通じて自立した生活を送ることができるように地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援などのサービス提供体制の確保に関する目標などを定めております。

15ページから20ページにつきましては、現在の第5期障害福祉計画の進捗ということで成果目標の取組状況や実績などについて整理してございます。

21ページをお開きください。21ページから24ページにつきましては、第6期障害福祉計画における成果目標の設定として計画期間における成果目標について、7つ掲げております。

1. 施設入所者の地域生活への移行、2として精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実、4. 福祉施設から一般就労への移行等、5. 相談支援体制の充実・強化等、6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築、7. 発達障害者等に対する支援についてです。

25ページから37ページにつきましては、第6期の障害福祉サービスの見込量及び確保の方策、38ページから42ページまでにつきましては、地域生活支援事業サービスの見込量として令和5年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者などを勘案して計画期間における適切なサービス提供量などを見込みました。サービスや事業ごとに活動指標である各サービスの第5期の利用推移と第6期の見込量を1つの表にしております。

それから、43ページを御覧ください。43ページから52ページまでにつきましては、第5章第2期障害児福祉計画についてでございます。計画期間である令和3年度から令和5年度において障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑なサービス実施を行うため目標及び見込量を確保するための方策を定めています。

43ページから47ページにつきましては、成果目標について、第1期障害児福祉計画の取組状況と第2期障害児福祉計画について整理しております。

48ページから52ページまでにつきましては、第2期の障害児福祉サービスの見込量とその確保の方策として令和5年度の目標値の実現と児童福祉法に基づく障害児福祉サービスの円滑な提供に向けて、これまでのサービス利用状況、新たなサービス対象者などを勘案しましてサービスの提供量を見込みました。サービスごとに活動指標である各サービスの第5期の利用推移と第6期の見込量を1つの表にしております。

53ページ・54ページをお開きください。第6章計画の推進についてでございます。本計画の推進にあたっては多様な主体との連携が必要になることから、計画の基本理念の実現に向けて宮城県及び大崎圏域、町内地域自立支援協議会、住民や地域活動団体などとの連携、それからサービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保について整理しております。また、計画の進行管理としまして進行状況の点検と評価を行うこと、それから計画の普及・啓発の実施について記載しております。

簡単でございますが、以上で御説明を終わらせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明を頂きました。皆さんのほうから意見、質問等何かありましたらお出してください。手島議員。

○6番（手島牧世君） 手島です。4点ほど伺いたいします。

まず、初めに5ページから9ページになるんですけども、障害のある人を取り巻く環境というところでの、特に9ページにあります、最後ですね、例えば本町における自立支援医療（精神通院医療）云々というところで増加傾向というところが多くあるかと思うんですが、これというのは、増加の傾向というのは全国的な傾向であるのか本町だけが特化しているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 恐れ入ります。ちょっとほかのところの部分は詳細には把握してございません。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） はい、わかりました。

では、次に22ページから23ページですね、(4)福祉施設からの一般就労への移行等というところで、特になんですけども、23ページに当たる就労定着支援とか1年後の職場定着率というお話があるんですけども、これに関しては就労して1年後にまだちゃんと職場にいますかという確認だけなのか、そこであと定着というところは1年間というところまでしか見ていないのか。その後とか3年とか、このデータにはないんですけども、そういったところで見ていっているのか伺います。

○議長（大橋昭太郎君） 渡邊係長。

○健康福祉課障害福祉係長（渡邊智恵君） 23ページの③で設定してある数値については、実績値というところで、1年後に就職した人について何%かという純粹にその数値を計上するところになっております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） いろいろな形での相談窓口とか相談態勢というのは整っているかと思うんですが、就労に関して、例えばせっかく職場に入っても、その後、実は1年といわず、または1年を超えてからも余りうまく定着できない人たちの話なんかも聞いています。そういったところで自発的に相談すればいいんですけども、そういったのを周りから見て、例えばその場が例えば福祉関係に長けている人であれば何らかの支援という形もある、支援とか声がけもあるかもしれませんが、そういった意味では、そういった就労されてからの見守りというか声がけというか、そういった態勢については、どこかに織り込まれているのかどうかお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 渡邊係長。

○健康福祉課障害福祉係長（渡邊智恵君） 31ページにサービスの種類が書いてありまして、⑤就労定着支援というサービスが、済みません、時期忘れてちょっと抜け落ちてしまったんですが、数年前に新しいメニューとしてつくられたものになっております。やはり議員さんがおっしゃったとおりになかなか定着しないという課題もありましたので、国のほうできちんと就労定着するための支援策として、このサービスをつくられたものになっております。以降、施設を終了してから就職をして半年経過した時に、この定着支援事業というのが利用できることになりまして、3年間の有効期間のサービスになっております。その間、定期的に相談員さんがふだんの様子について確認しながら支援をするというサービスになっております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） その定期的というところは、例えば場合によっては回数、声がけに回ったりとか、そういった場面がなければ、どれぐらいの期間を置いて半年から3年間の間というのは支援されているかお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 渡邊係長。

○健康福祉課障害福祉係長（渡邊智恵君） 利用者さんごとに一人一人モニタリングの期間設定というのがあります。標準ですと3か月に1回モニタリングをすることになりますが、ふだんの家庭生活ですとか服薬状況とかが少しくまいてないような方になりましたら、また町のほうに相談していただきまして1か月ごとにモニタリングしていただくことも自由に設定することが可能になっているものです。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） はい、ありがとうございました。

それでは、29ページの④就労継続支援A型・B型というサービス内容についてお伺いします。

A型のほうに関しては、雇用契約があるサービス（最低賃金保障）するものであるということが書いてあるんですけども、ということはB型であると雇用契約がないということ、特に賃金についてとかそういったところでの違いを教えてくださいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 渡邊係長。

○健康福祉課障害福祉係長（渡邊智恵君） B型については雇用契約がありませんので、各事業所ごとに工賃規定をつくりまして、その方に、作業能力に応じた内容でそれぞれの事業所で設定して支払いというふうになっております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） それを設定するに当たり、何ら規定とか、こういった何かにのっとって行ってますといったものはあるのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 渡邊係長。

○健康福祉課障害福祉係長（渡邊智恵君） 申し訳ございません。詳しいところはちょっと把握しかねているんですけれども、国のほうで工賃の目標額というようなものを提示しておりまして、それに向けて事業所は目指して設定しているというところを聞いております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございました。

最後です。46ページから48ページのところなんですけれども、まず初めに48ページですね、済みません、間違いました。46ページの(3)重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保というところで、令和5年度までに事業所を1か所確保しますというのは圏域で1か所なのか美里町で1か所を考えているのかお願いいたします。要は、その圏域といった場合に本町で考えているのかどうか含めてお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 47ページの事業等にもありますように圏域で1か所というところで考えてございます。こちらにつきましては、なかなか単独でということが難しいところになりますので、大崎圏域で協議をして進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 今の時点でどこにとか、どういった方向性とかっていうのがあるというわけではないのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 現在のところは、まだそういったところはございません。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 同じく48ページもそうなんですけれども、放課後等デイサービスに関してなんですが、最初のところ、①のところでは平成30年12月に町内にというところで1か所、身近な地域で利用できるようになりましたというのが、まずこれは1か所なのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 1か所でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございます。それに対しての見込量の設定なんですけれども、

見込量の設定、下のほうのところで「また、令和3年に開設予定の事業所があるため令和3年度より6人増、以後は各年度2人増を見込んでいます」というのがありますが、これの開所予定の事業所というのは何か所ぐらいなのでしょう。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 2か所の事業所から御相談を頂いております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。福田議員。

○13番（福田淑子君） 13ページの(4)地域共生社会の実現に向けた取組についてなんですけれども、高齢者については民生委員さんが回ってくれる、これは信頼関係においてかなり民生委員さんの存在というのはかなり大きいと思うんですね。そういった意味で障害を抱えた子供、それから大人に対しての身近で相談できる態勢というのはつくれないのかなと。うちの近所でもそういう障害の方がおりまして、やっぱり近所に対しては閉じ籠もってるというかね。そうするとちょっとみんなと違った行動すると誤解をされるというかね、いや違うんだよというふうには私は言って、やっぱりそういう障害を持てば皆さんにちゃんとかえって話したほうが支援をいただけるんだよというふうには時々その方には話ししてるんですけども、やっぱり一番は身近な相談できる人ね、確かにさるびあ館に行けば相談に乗ってもらえるかもしれませんが、日常目にして常に声をかける、そういう態勢が、やっぱり民生委員さんと同じような態勢をつくったほうが、私はこの地域共生社会になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 課長。

○健康福祉課長（菊地知代子君） 町民の皆様もですし、障害の理解をまずはいただくということが大事になるのかなと思ってますけれども、その中でも民生委員さん方にもそういったところでは障害についての理解・啓発ということでいろいろとこちらとしてもお願いしたり研修をしたりということでさせていただいております。御相談される御本人や御家族様が相談しやすいところに、まずはきっかけにしながらですね、御相談につなげていただくということで、まず身近な民生委員さん方にもそういったところは理解をいただくような働きかけは進めていきたいと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 近くに民生委員さんがいればいいんですけども、やっぱり隣近所、地域の人たちだと思うんですね。いろんなことが起きたときにみんなの力を借りる、そうすれば地域の皆さんも理解が進むんじゃないかなと思うんですけども、民生委員の方はかなり多くのもの

のを抱えて大変なんですよ。素山の場合、2人で本当に大人数の方を見てらっしゃるので自治会で一緒になってやってる場合もあるんですけども、やっぱり地域の人たちの支援というのは大変な時こそ力になるんじゃないかなと思います。ぜひそういった気軽に相談できる身近な人をつくるという態勢を、ぜひ考えていただければと思います。意見です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにごまませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、2）第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画（案）については、以上とさせていただきます。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後3時27分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

3）児童館及び放課後児童クラブの運営についてに入ります。総務課長、お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、3点目の児童館及び放課後児童クラブの運営についての説明員を紹介させていただきます。

子ども家庭課の櫻井課長でございます。（「櫻井です。お願いいたします」の声あり）同じく子ども家庭課参事の今野でございます。（「今野です。よろしくお願いします」の声あり）

それです、説明の前に、済みません。資料のですね、お渡しした資料の訂正をお願いしたいと思います。

めくっていただきまして、資料の2になります。児童館の一般利用者数の推移のところ、児童館名の脇に年度表示、H27、28、29、30となっておりますが、その次またH30となっておりますが、令和元年度、「R01」の誤りでございましたので訂正方お願い申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

それでは、早速子ども家庭課のほうから御説明を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（櫻井清禎君） 皆様大変お疲れさまでございます。本日はですね、子ども家庭課から令和3年度の児童館と放課後児童クラブ運営について御説明をさせていただきます。

本町では町内4か所に児童館を設置して児童館事業と放課後児童クラブ事業、この2つの事業を実施しております。放課後児童クラブにつきましては、共働き世帯の増加等によりまして年々利用児童が増加しておりますが、児童館利用につきましては、小学校の下校時のスクール

バス利用等の恒常化等によりまして非常に利用が少ない状況となっております。またですね、少ないながらも利用がございます未就学児を連れた保護者の方も放課後児童クラブの実施時間帯にはスペースの関係もございまして利用を控えているという状況もございます。これらのことを踏まえまして、来年度以降の児童館運営と放課後児童クラブ運営の見直しを行っていきたいと考えております。

初めに児童館運営になりますが、現在小牛田地域にあります3つの児童館のうち、不動堂児童館、青生児童館を牛飼児童館に統合いたしまして、新たに「小牛田児童館」として名称を変更して運営を行いたいと考えております。新たな小牛田児童館では児童館事業と放課後児童クラブ事業を分離いたしまして児童館事業のみを行う施設として運営を行うため、健康福祉センターの別々の場所を使用いたしまして各事業を運営したいと考えております。このことにより、現在児童館の利用の多くを占めております未就学児を連れた保護者の方が放課後児童クラブ使用時間帯を気にすることなく、いつでも利用できる環境を整えるものでございます。

次に、放課後児童クラブ運営につきましては、昨年の全員協議会でも御説明させていただいておりますが、令和3年度からこれまで未設置となっておりました中埴小学校区におきましても新たに中埴放課後児童クラブを設置して運営を行います。同じく令和3年度には南郷小学校敷地内に放課後児童クラブ専用施設となる南郷放課後児童クラブ施設の建設、そして利用が増加しております不動堂放課後児童クラブにつきましても建設に係ります実施設計を行いたいと考えております。

令和3年度以降の放課後児童クラブ運営につきまして、利用ニーズの増加に対応していくため専用施設の建設及び学校施設等の有効活用を行いながら定員の拡大を行い、受入れ環境の整備に努めまして子育て支援の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

本日の資料に基づいた詳細な説明につきましては、今野参事のほうから行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 子ども家庭課の今野でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

課長のほうから概要説明ございましたが、私のほうからお配りしております「児童館及び放課後児童クラブの運営について」と書いてある資料に基づき、もう少し詳細に御説明をさせていただきたいというふうに思います。

表紙の次のページをお開きください。右上に資料1とございますが、町内児童館の現況を御

覧ください。

図で表しているとおり、現在児童館は町内4か所に設置しております。平成5年に健康福祉センター2階に設置された牛飼児童館、平成22年に旧不動堂幼稚園を転用し、志賀町から移転して設置された不動堂児童館、平成18年に青生コミュニティセンターに併設して設置された青生児童館、平成17年に旧南郷保育所を転用して設置された南郷児童館の4か所でございます。

図の下に近年の児童館事業の状況でございますが、登下校時におけるスクールバス利用児童の増加により、児童の一般利用がほとんどない状況となっております。また、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブが児童館運営事業の大部分を占める状況となっております。放課後児童クラブ利用児童の受入れ時間帯、平日においてはおおむね午後2時以降、夏休みの学校長期休業期間においては終日となりますが、児童館一般利用者の利用スペースに制限をかけざるを得ない状況となっております。そして、児童館・イコール・放課後児童クラブという風潮が根づいてきている状況となっております。

次のページ、資料2を御覧ください。平成27年度からの各児童館の一般利用者の推移になります。

表の下に利用推移の状況でございますが、若干の増減はあるものの一般利用者数は横ばいの状況が続いております。牛飼児童館については一定程度の利用はございますが、他の児童館においては低調となっている状況でございます。そして、各児童館では子供たちに遊びを教える事業を月に一、二回実施しておりますが、その事業に参加する児童もこの一般利用者数に含んだ掲載となっております。さらに、児童館利用には未就学児の親子連れが多く、特に牛飼児童館を御利用いただいている状況でございます。

次のページ、資料3を御覧ください。こちらは昨年11月に開催いただきました全員協議会で御説明した内容となりますが、放課後児童クラブの設置状況でございます。

改めての御説明となりますが、放課後児童クラブは牛飼、不動堂、青生、南郷の各児童館を利用して4か所、学校施設の空き教室を利用して北浦小学校で行っており、合わせて町内5か所で事業を実施しております。

現在抱える放課後児童クラブの課題といたしましては、一部実施施設の老朽化、利用申込み児童数の増加への対応、さらには4年生以上の高学年児童の利用要望への対応が急務となっております。

次のページ、資料4を御覧ください。こちらでも前回の全員協議会の開催の折、御説明しておりますが、各放課後児童クラブの利用推移になります。一番下に利用合計の数値がございます

が、全体的に増加の傾向がうかがえます。特に牛飼放課後児童クラブ、不動堂放課後児童クラブ、南郷放課後児童クラブの利用の増加がうかがえるところでございます。

ここまで現在における児童館及び放課後児童クラブの利用の現況を御説明しましたが、次のページ、資料5を御覧ください。令和3年度に向けての児童館事業の御説明をさせていただきます。

先ほど御説明したとおり、児童館の一般利用は近年極端に少ない利用にとどまっております。このことから、小牛田地域の児童館を統合し、集約化により児童館事業の内容を充実させていきたいと考えております。これまでは各児童館に正規職員1名を配置しながら児童館ごとに事業を立案・実施してまいりましたが、統合を図ることにより人を集め、チームで事業の検討を図ることにより児童館事業内容の充実を図っていききたいと考えるものでございます。

各児童館で子供たちに遊びを教える事業を月に一、二回実施してまいりましたが、廃止する児童館でも職員が出向いてサテライト的に継続して事業は実施してまいります。さらに、北浦地区や中埜地区においては児童館がなかったことから、牛飼児童館の職員が同地区に出向いて事業を実施してまいりましたが、年一、二回程度の事業開催にとどまっていたことから、統合後は実施回数を増やしてまいりたいと考えております。

次に、統合する牛飼児童館につきましては、名称を「小牛田児童館」に改めたいと考えております。廃止することとなる不動堂児童館及び青生児童館につきましては、需要が高まっている放課後児童クラブに特化して事業を実施していききたいと考えております。南郷児童館についてですが、こちらは現在のまま子育て支援センターを併設しながら南郷地域の児童館として存続してまいります。さらに、統合する小牛田児童館においてですが、今般ニーズの高まりを見せているファミリーサポート事業を新たな事業として実施してまいりたいと考えております。

次のページ、資料6を御覧ください。今お話ししましたファミリーサポートセンター事業について、もう少し内容を御説明させていただきます。

お耳にしたことがあるか方もいらっしゃるかと存じますが、このファミリーサポートセンター事業ですが、国の事業名称では「子育て援助活動支援事業」とも称されております。具体的な事業内容ですが、ポンチ絵を御覧ください。左に「援助を受けたい会員」とありますが、子育て中の家族で一時的な子供の預かりなどをお願いしたい人と右に「援助を行いたい会員」とございますが、そのお子さんを預かってもいいよという方をマッチングする仕事がファミリーサポートセンターとなります。絵の右に「相互援助活動の例」とございますが、子供の送迎や一時的な預かりなどが主な内容となります。過去に遡れば昔は近所の方に一時的な子供の預かり

をお願いすることは常でございました。しかしながら、近年の核家族化や近所付き合いの希薄化により、そのような相互援助の仕組みはいつの間になくなったというふうに認識しております。ファミリーサポートセンター事業は、よき昔の相互援助の仕組みを復活しながら地域で子育て家族のサポートを行っていかうというものでございます。

県内の実施市町村数は既に22市町あり、美里町に転入したお客様の中にも町内での実施に関するお問合せを数件承っていたことから、今回の児童館統合により新たな事業展開を行いたいと考えております。

次のページ、資料7を御覧ください。最後に、本日御説明しました児童館事業と昨年11月に御説明しました放課後児童クラブをあわせて来年度の事業運営方針を御説明いたします。

健康福祉センターで行ってきた牛飼放課後児童クラブですが、そのまま健康福祉センターで事業継続する小牛田放課後児童クラブと新たに中埴小学校に設置する中埴放課後児童クラブに分離させたいと考えております。先ほどの資料でもお示しましたが、牛飼放課後児童クラブは2つの学区を抱え、利用人数も急増していることから、それに対応する措置をとることといたしました。健康福祉センター内にあった牛飼児童館ですが、不動堂児童館と青生児童館を統合し、小牛田児童館といたします。新たな小牛田児童館内には新事業としてファミリーサポートセンター事業を立ち上げいたします。そして、健康福祉センターの同じ場所で行っていた児童館事業と放課後児童クラブ事業ですが、どちらも健康福祉センター内で名称を改めながら継続実施することとはいたしますが、小牛田児童館と小牛田放課後児童クラブの実施場所は健康福祉センター内の別々の場所で行いたいと考えております。同一の場所での実施は児童館を利用する未就学児の親子連れの方々に放課後児童クラブの児童が来る午後2時以降、夏休みや冬休み期間は1日を通して利用制限かけざるを得ない状況となっていたことから、その問題を是正するものでございます。放課後児童クラブと分離することで時間帯や時期にとらわれることなく児童館を終日利用できる環境が整うものと考えております。

北浦放課後児童クラブですが、こちらは現在の北浦小学校を利用して事業継続いたします。

次に不動堂児童館と不動堂放課後児童クラブですが、児童館としては小牛田児童館への統合廃止とし、同施設は不動堂放課後児童クラブ施設として児童クラブに特化した利用を行ってまいります。さらには老朽化の問題や利用児童の急増が顕著となっていることから令和3年度に実施計画を行い、令和4年度に不動堂小学校敷地内に放課後児童クラブ専用施設を建設し、令和5年4月の開設を目指したいと考えております。

青生児童館と青生放課後児童クラブですが、児童館としては不動堂児童館同様小牛田児童館

への統合廃止といたしますが、今後は青生放課後児童クラブ運営に特化し、青生コミュニティセンター内で継続して実施してまいります。

南郷児童館と南郷放課後児童クラブですが、令和3年度においては今年度同様に事業を実施してまいります。小牛田児童館に新設するファミリーサポートセンター事業のサテライトセンターとしての機能を南郷児童館に持たせたいと考えております。そして、南郷放課後児童クラブですが、現在建設に向けての実施設計を行っておりますが、南郷小学校敷地内に専用施設を令和3年度に建設し、令和4年4月の開設を目指しているところでございます。新たに専用施設開所の折には南郷児童館との分離を図りたいと考えております。

御説明いたしました来年度に向けての運営方針ですが、第1に低迷する児童館の一般利用を統合により事業内容の充実を図ること、第2には児童館の放課後児童クラブ利用時間帯における一般利用制限の是正を図ること。第3に利用児童が急増している放課後児童クラブの受入れ拡大を図ること。第4に近年要望が高まっている新たな子育て支援事業への展開を図るという新たな令和の時代にマッチした子育て支援策を講ずるものでございます。

説明は以上となりますが、皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等何かありましたら。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 詳しい御説明ありがとうございました。前回南郷放課後児童クラブのほうの話を聞いたときにですね、まだ不動堂のほうに心配ですというお話をしまして、早速の対応で、素早い対応で、もう令和4年度には建設、5年度には不動堂のほうができるということで、すごい安堵したんですけども、その際にもお聞きしたと思うんですけども、まずその際の説明の中で不動堂のほうに建物古いといった際に、なかなか不動堂の放課後児童クラブのほうを小学校の敷地内に建てるにはちょっと狭いというお話があったと思うんですね。その辺をどのようにクリアしたのかという点を、1点ずつでいいですか。じゃあその辺を、まず1点お願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 不動堂小学校の敷地の問題でございます。現在想定してるのが、あれは体育館とプールがありますが、その南側、今樹木がちょっと生い茂ってる場所でございますが、そちらを樹木を伐採いたしまして更地にしますと約300平米ほどの面積が確保できるのかなというふうに思ってます。それで不動堂地区につきましては、多分クラス数でいい

ますと4クラス、南郷につきましては今回2クラスというふうな想定で平屋建てを想定しておりますが、恐らく不動堂につきましては、4クラス必要になるということになりますので平屋での対応はちょっと難しいかと。つまりはその敷地の、2階建てにして4クラスを確保すると、その中で300平米という面積、これは建築面積ですね、それは何とか確保できるかなというふう

に現在踏んでおります。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） はい、わかりました。4クラスという想定の上では2階建てということですけども、前々からこの不動堂のほうではですね、もうちょっと高学年のほうの子供もお預かりしていただけないかという話しあったと思うんですけど、その辺は今回は対応できないという形なんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 今回の放課後児童クラブのいわゆる拡充の問題ですけども、当然我々の中には高学年のお子様方の受入れも視野に入っております。ただいま不動堂児童クラブにつきましては、3クラスで105人定員でございます。ただ、例年ですとやはりもう少し、4年生以上ですか、そちらの御要望も出てきているところがございます。全国的なちょっと統計、あるいは県内的な状況を見ますと、おおむね1年生から3年生の放課後児童クラブの利用率が80%、残りの20%が4年生から6年生という数字が残っております。つまり、現在105名というのを3年生までというふうに考えますと、その2割増し、そうすることによって6年生まで受入れできるのかなというふうに考えます。

ただし、現況そのまま、保育所問題もそうでしたけども共働き世帯の増加、女性のやはり就労がかなり進んでおります。ですから、多分低学年においても高学年においても、もう少し定員は余裕を持つ必要があるんじゃないかと思います。今言ったとおり今が3年生まで105人しますと4・5・6でプラス20%と考えますと130人くらいの定員で今は大丈夫という考えはありますが、やはり年々就労する世帯が増えておりますので、もう少し定員は確保すべきかなというふうに思ってます。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） そうですね、町の施策としましてはですね、駅東地区の発展を今後狙っている部分もございます。中学校ができ、今駅東のほうは住宅が埋まってるという状態でございますが、この中学校跡地の利用とかも考えて、さらにもっともっと数字が増える可能性もありますので、その辺も少し考慮して余裕を持った、児童1人当たりのお預かり面積が余裕が

るような形で設計していただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 今、議員御指摘のとおり、もちろん私どものほうも将来に向けてやはり十分建てたはいいですが、2年後、3年後にこれでまたいっぱいになったでは、それは困りますので、十分その辺のところは考慮しながら今後の設計、そして建築に向けて進めていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 済みません。最後に1点でございます。前回の南郷放課後児童クラブの建物を建設する際にですね、大変いい補助金のほうを見つけていただきまして有利な部分があったというふうにお聞きしました。今回のこちらの、今後ですね、令和4年に建設予定の不動堂放課後児童クラブのほうにも同じ補助金のほうが利用できるのかどうか。小学校の敷地内ということで、もしかしたら使えるのかなと思ったんですけども、説明その点お願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 補助金のお話でしたけれども、現在新放課後子ども総合プランというプランが国のほうで策定しております。こちらの実施の終期、終わりが2023年度というふうになっております。つまり、その新放課後子ども総合プラン、この終期までは現在の補助金のかさ上げ措置が継続されるというふうなことでございます。

ということから、不動堂につきましては、建設が2022年になりますから終期の1年前ということですので補助金の対象になります。以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 手島です。私からは、3点お伺いしたいと思います。

まず、初めに南郷児童館についてです。児童館として今の施設を残すという形をとられるようなんですけども、施設そのものへの不安があり、現状のまま児童館として運営していくのか、まずはお伺いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） まず、令和3年度に向けましては、先ほど御説明しましたが、南郷児童館には子育て支援センター、そして放課後児童クラブ、それを併設した中で運営してまいります。ただし、令和4年になりますと放課後児童クラブが新しい施設ができます。そうしますと児童館とは分離することになります。

ただ、議員の御指摘、御質問の内容が、老朽化老朽化って言ってますが、結果的には児童館

とそれから支援センターは残るんだよねって、それは今後どうするのということの趣旨かというふうに思います。確かに児童クラブは新しい施設をつくりますが、その児童館機能と子育て支援センター機能につきましては、やはり将来は移転しなければならないというふうに考えてます。

ただ、その在り方ですけども、児童館自体が、先ほど南郷地区の数値も示しておりますが、かなり一般利用が少ない状況になってます。せっかく、これ今後のちょっと検討課題ですが、新しく敷地内に放課後児童クラブ施設ができます。その児童クラブの子供にやはり会いに来る児童クラブを利用しないお子さん方の遊び方があるという話も聞いておりますので、児童クラブの中でやはりそういうふうに一般児童が遊びに来るようなスペースが設けられないかどうか、その辺のところは今後の検討になります。

ただ、あと子育て支援センターにつきましても、今後、例えばこれはまだ一案の状況ですけども、例えばげんきドーム、小牛田においては小牛田保育所に併設してありますので、南郷地区においても多分子育て支援センターというのは保育所、幼稚園と同じでも大丈夫なんじゃないかなというふうな思いもあります。

ただ、いずれ移転はしなければならないなというふうに考えておりますが、具体的にどここというところは頭には一部あるものの、まだ具体化してないところが正直なところですので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございます。

では、次にファミリーサポートセンターについて伺います。こちらのほうを新しく小牛田児童館内という形で新設されるということなんですけれども、こちらの機能というのは新たにやはりサポートセンターとして看板を掲げて動くようになるかとは思いますが、そのために大なり小なりスペースとかいろいろな配置というのが出てくるかとは思いますが、人の配置であったり。そういった意味では、不動堂の放課後児童クラブを建設されるに当たって、そちらのほうに入れ込むということは不可能なのかどうか伺います。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 現在の構想でございます。先ほど児童館の統合というお話を差し上げましたが、一応職員については、その小牛田児童館のほうに集めたいというふうに考えてます。つまり、現在不動堂と青生に職員はおりますが、やはり1人、各児童館に1人しかいないんですね。それを小牛田のほうに集めて、そこでチームを組んで新たな事業展開を図

ろうじゃないかというふうな考えでございます。とりあえず、放課後児童クラブ施設のほうに新しいのという御提案を頂きましたが、これも将来的にはそういう発想の仕方もあると思いますが、このファミリーサポート事業、立ち上げが結構力が要る事業です。近隣の市町村のお話を聞きますとお願いしたい人は結構数は多いそうです。ただ、預かってもいいよという人がなかなか会員集まらないという状況が続いているようです。まずは、その統合した児童館のほうで結構力が要る、その立ち上げ、そこはチームを張っていただいてやっていただくと。

ただ、あと今後の発展の仕方につきましては、議員の御発想のように、ほかにもそういうファミリーサポートのサテライト的事業所を設けていくという可能性はございますが、とりあえず令和3年度につきましては小牛田児童館に職員がチームで、その立ち上げに携わっていきたいというふうな考えであります。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございます。

最後なんですけれども、健康福祉センターそのものについてお伺いします。今回牛飼放課後児童クラブが小牛田児童クラブとして残り、ファミリーサポートセンターと児童館機能というものが入るんですけれども、そもそも健康福祉センターとしてそれらを収めるだけの児童館とクラブ、放課後児童クラブというのは別にしますよといった場合に、またスペースが必要になる。ファミリーサポートセンターを新設するといった場合も、ある程度区切りとしては必要なのかと思いますが、それだけ大きくくりとして設けるのは難しいんじゃないのかなと思います。そもそも子供たちが使えるという機能としては福祉センターとしてはちょっと難しいんじゃないかというような建物だと思っています。その辺についても、どういった考えなのかをお伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） ただいまの御意見いただきました点につきまして、かねがねさるび児童館、健康福祉センターの事務所が狭いという問題が沸き上がっております。今回もおさら新型コロナウイルスのワクチンの接種です、これからさらに職員の態勢も強化、増やしていきますので、これを契機にですね、今回長寿支援課と健康福祉課の事務所をさらに拡張して、現在作業室になっている西側の部屋のほうに長寿支援課が移行し、健康福祉課とそれからコロナ対策室のほうに現在の事務所の中に入るという構想を持っております。それにあわせて2階のスペースにつきましては、先ほど今野参事からお話しました小牛田児童館とそれから小牛田放課後児童クラブ施設の2つで使っていくという考えで現在準備を進めていきたいと考

えているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） そうすると、福祉センターにある2階の障害者の相談センターとかありますよね。そして、あと障害者の作業施設というか、あの辺のスペース、結局長寿支援課が入るところとか、あと今まで和室のほうですか、健康体操なんか行ってるようなあのスペースというのが、それはそのまま残すという形なんでしょうか。残して、課だけがその場所に移動するというか、ただ機能としては変わってくるのかなと。使い方として、思うんですけども。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） それでは今児童館、副町長、ちょっと今長寿の話もございましたが、私のほうからは児童クラブと児童館に限って御説明をさせていただきます。

現在、健康福祉センターの2階に遊戯室という広いスペースがあって、その南側、ちょっと入り口を挟んで奥になる南側になんですが、あちらがプレールームというふうな室内で設置しております。今回別々にするということに際しましては、いろいろ健康福祉課とも協議いたしました。じゃあ1階のどこかを使えないだろうかというところもありましたが、最終的には現在研修室として使ってる部屋があります。そして、今、議員御指摘の多分障害者というのは、る一ぶ美里というところの事務室がありますが、そちらが4月以降、研修室も含めてですけれども使わなくても会議とかできるというふうな話になっております。それで、結果的には2階全面をこちら、子育て支援の部分で使わせていただくということにいたしました。

じゃあ実際児童館と児童クラブってどこなのって話になるかもしれませんが、今の構想の中では研修室、そちらを児童館にしようかというふうに思ってます。面積的にも結構今の遊戯室の全体ほどはありませんけども、半分強くらいのスペースはとれます。さらに、る一ぶ美里の事務室ですね、こちらを……。

○議長（大橋昭太郎君） 参事、児童館と放課後児童クラブの部分だから、十分に確保できればそれでいんだから、その答弁で結構です。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 十分できますので、御理解のほうよろしくをお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 資料6のファミリーサポート事業なんですけど、私としては大変すごいことをこれからするんだと、こう思っ大変喜ばしいところでございます。

そういうことで、先ほど参事も話してましたけれど、申し入れる人は大分多くなるとは思うんですが、逆にですね、その援助を行いたいという方が果たしてどうなのかと、こういうこと

で我々も、私たちの常任委員会でもですね、このファミリーサポート事業センターというように視察をしました。しかし、その中でもやはり援助を行うほうがどのような形になるのかなというこうことで、大分その辺は皆さんと口論したわけでございます。そういうことで、そのイメージとしてどの程度まで、いわゆる来年度からということなんですが、どの程度まで進んでいるのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 当然のことながら令和3年4月からすぐ実施というのは困難というふうに思ってます。私どものほうの現在の目標といたしましては、秋口あたり、まあ月にしますと令和3年10月あたりに実施を図れないかなというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） それで、これから大変だと思うんです。今先ほどスタッフを決めて、それをいろいろと研究していくということなんですが、本当にスタッフもどっから手をつけたらいいか、ちょっとそういう感じもするのかなと、こう思うんですが、とにかく10月頃ということでございますが、その辺の研修については十分に行ってですね、やはり有意義なサポート事業になるようにお願いしたいなと、こう思っております。

そういうことで、一番はこの資料の6を見ますと、漫画の絵を見ると、いかにもお互いがほほ笑いあって大変いいような感じはするんですが、やはり受けるほう、受けられるほうとなるとやっぱりその中に事故等々も含んできますので、そういう補償とか様々なものが出てくると思いますんで、その辺は十分をお願いしたいなと思っております。そういうことで今の心境をお聞かせください。

○議長（大橋昭太郎君） 今野参事。

○子ども家庭課参事（今野正祐君） 近隣の市町村を見ても、やはり困難性が高いことは事実でございまして、とにかく来年度中の実施に向けて誠心誠意スタッフ一同頑張っていきたいというふうに思いますので、議員皆様にも会員募集の際は声がけしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」声あり）

それでは、3）児童館及び放課後児童クラブの運営については、以上とさせていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

午後4時03分 休憩

午後4時09分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開します。

4）債権の放棄についてに入ります。本日会議の初めに確認しましたとおり債権の放棄については、非公開で行います。個人別の資料については、案件が終わり次第回収させていただきます。個人名及び個人が特定されるような発言については、行わないようにお願いいたします。どうしてもという場合には、休憩を申し出てください。

それでは総務課長、お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、4点目の債権の放棄についてのですね、美里町農業集落排水処理施設使用料の関係でございます。説明員を紹介させていただきます。

下水道課課長の櫻井でございます。（「櫻井です。よろしくお願いします」声あり）総務係長の笹川でございます。（「笹川です。よろしくお願いします」の声あり）徴収対策課課長の菅井でございます。（「よろしくお願いします」の声あり）同じく徴収対策課課長補佐の芦田でございます。（「芦田です。よろしくお願いします」声あり）

それでは、まず下水道課の櫻井課長から御説明申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 下水道課長。

○下水道課長（櫻井純一郎君） それでは、下水道課から説明させていただきます。

説明資料は事前にお渡しいたしました権利の放棄についてと本日お渡ししました資料2の債権放棄明細書の2点であります。御確認願いたいと思います。

なお、先ほど議長さんからもお話ありましたが、資料2につきましては全員協議会終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回債権放棄する美里町農業集落排水処理施設使用料の概要を事前にお渡ししました資料により御説明いたします。

債務者は1人、債権額は30万2,760円でございます。未納件数は4年間で38か月分となっております。

なお、同時に徴収される水道料金につきましては給水停止措置等がとられたこともありまして過年度分の未納はございません。

続きまして、本日お渡ししました資料2 債権放棄明細書を御覧いただきます。

債権放棄する債務者の氏名、住所、未納件数、債権額を記載しておりますので御確認願いたいと思います。

続きまして、未納発生に伴う対応について御説明させていただきます。納期限まで納付にならない場合、督促状を発送し、その後納付推進センターで電話による納付の呼びかけや納付のお知らせを行っております。未納額が累積したことから徴収対策課におきまして平成30年9月に本人と納付相談を行いまして分納誓約をしております。1回目は納付されましたが、その後は不履行となっております。

自己破産の経緯について説明させていただきます。

令和2年2月債務者から破産手続の依頼を受任された弁護士から受任通知が届き、債権内容についての資料の送付を依頼され、債権の申し出を行いました。

なお、受任通知には10人の債権者に1,430万円の債務を負担しており、債務者の収入及び資産をもってその返済を行うことができないため破産手続の申立てを行う旨の記載がありました。令和2年4月28日、仙台地方裁判所古川支部において破産手続が開始され、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するとの理由で同日破産廃止となっております。令和2年7月2日、仙台地方裁判所古川支部において免責許可決定がなされ、令和2年7月15日の官報に公告され、令和2年7月30日に免責が確定しております。

今回の債権放棄する債権額につきまして、令和3年1月徴収対策課から債権放棄相当事案である旨の調査報告を受けました。下水道課におきまして、債権額は破産法に基づく免責許可を受けていることから、美里町債権管理条例第21条第1項に該当すると判断いたしまして令和3年2月5日、専決処分を頂きました。美里町債権管理条例第21条第2項の規定により、これを3月会議におきまして議会に報告する予定でございます。

下水道課からの説明は、以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 以上ですね。説明はね。ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ございましたら。よろしいですか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 私どものあれは水道料金と公共料金一緒になってるんですが、この方は水道料金のほうは支払っていたんですか。その辺。

○議長（大橋昭太郎君） 下水道課長。

○下水道課長（櫻井純一郎君） おっしゃるとおり、水道料金につきましては納付されております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） 今後の考え方もあるんで、あつ町長いないがな。総務課長。副町長。これは権利の放棄で、これは180条でやりましたと、そういうことですね。ですから、3月の議

会の議案ではありませんということになります。それで、今まではこの権利の放棄について議案の場合は説明を事前にいたしますと。そして180条の場合には、180条で認めてるから、議会としてそれを認めてるから、もう事前の説明はしてきませんということだったんですが、今回初めてのケースだろうというふうに私は思います。私が間違っていれば間違ってるで結構ですから、今後一応こういう形で報告はしていただくということの確認でよろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） ただいま吉田議員からお話がありましたようにですね、これまでは報告をしてきませんでした。しかし、今回この内容等の性質上から今後同様に説明をさせていただきたいと、そのように考えてございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） それでは、4）債権の放棄については以上としたいと思います、総務課長、副町長がおりますんで、その他ということで何かございますか。よろしいですか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 手島です。済みません。先日河北新聞にも載ったんですけども、新過疎法案というところでの美里町が対象というところでの報道等ありました。それに関して説明というかお話をいただければと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） それでは御説明します。

昨日、おとといだったと思うんですが、3ページに、実は町長も私たちもですね、本当に寝耳に水の初めて見た記事でびっくりしました。それで、これ正式には過疎対策債ですかね、過疎対策債という名称で地方債の一種類です。それで新聞の記事によりますように今回第2回目の新法という形で基準年を、人口減少を見る場合の基準年をたしか1960年から75年にずらしたんでしょかね、その基準年がずれたことによって今まで対象になってなかった、当時は旧小牛田町・旧南郷町なんですが、その対象がですね、今回基準年がずれたことによって美里町が対象になりました。

しかしですね、平成の大合併で統合したところについては旧町単位で地域指定をされてきますので、本町が、旧南郷町が指定なってるのか、旧小牛田町が指定なってるのか、あるいは両方指定になるのか、新法の上でどのような形になるか、ちょっとその辺まだわかりません。ですので、過疎対策ですので過疎対策に備えた事業について、そして地方債はですね、ソフト事業は対象外なんですけれども、この過疎対策債だけはソフト事業も対象になる事業でございます。大変有利な地方債でございますので、それが地域指定なった場合には、その地域でのみ使

えるという地方債でございます。

それですごく有利だといいますのは、まず事業に対して充当率は100%です。100%というのは起債ではない、多分ないと思います。私の記憶では最高でも90%ぐらいなんですけども、地方債充当率は100%。それから償還時の交付税算入が70%、これは合併特例債と同じです。すごく有利な今までにはないといいますか、本町としましても旧小牛田・旧南郷町にしましても今までにない大変有利な起債を使えるようになります。それで国のほうの予算が4,000億円程度を見てるようでございますので、それを簡単にですね、例えば400自治体があるとすればかなりの、1自治体がかかなりの金額で使えるのかなというふうに思ってますので、名称はすごくイメージが悪い名称なんですけど、町としては大変今後の10年間、財政にとってはすごく心強い起債を打てる対象の中に入ることができたなというふうに考えてるところでございます。

詳細のほうにつきましては、まだ通知来ませんので、一番気になるのは、その地域指定があるのかないのか、美里町全体となれば一番いいことなんですけど、その詳細については今後通知が来るかと、そのように考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） それでは説明及び意見を求める事項について、終わります。

執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。

続きまして、その他に入ります。

まずは、委員会条例等の改正について、お願いします。

○事務局次長兼議事調査係長（齊藤美穂君） それでは、委員会条例及び委員会規則の改正についてお話をさせていただきます。委員会条例のほう、新旧対照表を、お手元をお願いします。こちらが特別委員会のとおり改正する案になっておりますので、御確認お願いいたします。

2枚目になるんですが、こちらが委員会規則の対照表になります。前回特別委員会でお諮りしたもので19条のほうの改正があるんですけども、それのほかにこのタイミングで一緒に改正したいところがございます。規則の第39条なんですけれども、会議規則の第72条と重複しておりますので、なおさら委員会規則にこちらのほうをうたうものではないということで今回削除ということで案をつくらせていただきました。それに伴って40条のほうの文言、字句をちょっと改めさせていただいております。

もう一か所がですね、第8章の部分、会議の記録のところからなんですけれども、こちらのほうが委員会条例に載っている文言と同じものが載っておりますので、重複しております。こちらでも重複しておりますので削除するということで、今回一緒に挙げさせていただこうと思っております。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、続きまして補正予算について、補正予算及び当初予算についての説明をお願いします。

○事務局主事（高橋秀彰君） お疲れさまでございます。私のほうから説明させていただきます。

まず、令和２年度の３月補正予算になりますけれども、議会費としては77万7,000円の減額となっております。ここに書かれているものが補正予算案として上程されるもの全てでございますけれども、主なものだけ紹介させていただきます。

上から３つ目の項目になりますけれども、１款１項１目の議会一般経費51万9,000円のうちの報償費19万円を減額しております。報償費に関しては、当初予算で20万円取っておりまして、これは特別委員会研修会の講師謝礼、それを10万円掛ける２回分としておりましたけれども、今年度に関しましてはなかなかコロナの収束の見通しが立たない中で特別委員会研修会を開催する見通しも立っていないということから不用額となる分を減額するものでございます。

なお、１万円に関しては流用予定ということで19万円を減額するものでありますけれども、その１万円に関しては、後日開催される教育委員会主催のアイデアコンテストの議長賞として報償費を支出する予定でありますことから、この分を残して減額するものでございます。

続いて、例年にないものとしては９節、その２つ下になりますけれども、９節の交際費です。今年度特にコロナ禍で会費や祝儀を伴う会議等への出席が例年より大幅に減少したということとなっております、今の時点で確実に不用額として見込まれるものを13万5,000円を減額しております。

続いて裏面御覧ください。１枚目の裏面を御覧ください。２款の監査委員費でございますけれども、こちらは１万2,000円減額してございます。済みません。補正後の金額誤ってございました。大変失礼いたしました。補正後の金額に関しては「151万2,000円」の誤りでございました。大変失礼しました。議会費の金額そのまま入ってございました。151万2,000円の誤りでございました。

それと、済みません、表面にお戻りいただきたいと思いますけれども、１款１項１目議会一般経費、真ん中ごろにあります議会一般経費、これも記載上は56万9,000円と書かせてもらってございましたけれども「51万9,000円」の誤りでした。誤りが多くて大変申し訳ございませんでした。51万9,000円、519の誤りでございました。失礼いたしました。

補正予算に関しては、以上とさせていただきます、続いて当初予算、２枚目のほうに移らせていただきます。当初予算に関しては、例年の説明どおり前年対比が大きいものを中心に

説明させていただきます。

最初にですね、前年度から186万7,000円減となりまして、議会費1億606万1,000円となる見通し、見通しというか、1億606万1,000円として予算案計上させていただきます。

最初、1款1項1目、前年対比大きいものの1款1項1目議会会議録等公開事業ですがけれども、こちらは184万8,000円の減となっております、主なものはYouTube配信の業務委託料、これを令和2年度末で終了することとしたことから、この分が減額になるというものでございます。映像配信システム業務の委託料ですね、この部分が減額になるというものでございます。

続いて、次の1款1項1目議会だより発行事業でございますけれども、こちらは44万9,000円増となっております。ちょっとここ説明させていただきますけれども、既に入札契約終了しております、新年度、ページ単価0.8円で、3行目に書いてありますとおり0.8円で契約しておりますけれども、予算上は、これ企画財政課の指導によりまして1円のままの単価として予算を組んでおりますことから、この差額0.2円分に関しては、もう既に不用額となる見通しでございます。それに加えて新年度、議員改選がある年になりますことから臨時号、3月1日号が出る見通しとして、その分の17万6,000円も計上しております、合計として予算上は44万9,000円増となったものでございます。

続いて、1款1項1目議員人件費に関しては、共済会の負担金として79万5,000円減となっておりますけれども、これは負担金率の変更による減額でございます。

続いて4つ目ですね、1款1項1目の議会一般経費でございますけれども、こちら主なものとして議員改選に伴う経費として72万7,000円が増となっております。議員必携とか防災ベスト、ヘルメット、帽子、作業着とかですね、そういったものが主なものでございます。

次の一般経費の18節でございますけれども、県の議長会の負担金と県北地方の町議会議長会の負担金、これが両方とも前年より減となっております。それぞれ9万5,000円と6万6,000円の減となっておりますけれども、これは令和2年度がコロナ禍における会議・出張の中止等によりまして繰越額が多額になる見通しであることから令和3年度の負担金が減額となったものでございます。

監査委員費に関しては、大きな増減はございませんけれども、前年比5,000円の増となったものでございます。

最後に、その裏面を御覧ください。予算上、ちょっと主なもの2点説明させていただきます。

まず、1点目ですがけれども、議会一般経費の特別旅費、これは視察旅費になりますけれども、これについては昨年と同額を計上しております。というのも、まずコロナ禍ではありますけれ

ども、一応先進地視察研修もやるという前提で予算を組んでいるというのがまず1点と、もう一点ですね、例年ですと2泊3日の次の年は1泊2日となりますけれども、昨年視察研修行えなかったということもございまして、令和3年度においても引き続き2泊3日分として予算計上をしております。

最後にですね、14節の議場放送カメラ中継設備工事請負費、こちら予算要求として2,946万6,000円を予算要求はしました。これがですね、議場の放送設備に関するものでYouTube配信とはまた別にですね、役場の中とかに配信するカメラとマイクとか、それを連動した中継システムになっておりますけれども、これを合併当初、合併特例債とかを活用して1,869万円で導入した放送機器が、既にもう十何年経過してるということもございまして、カメラとマイクの市場在庫が既にないと、そういった状況でございます。なので、いずれカメラ、マイクに不都合が生じた際には全面更新ということが必要になるわけですが、既に十何年経過してるということもございまして、あらかじめ予算化をしておいて安全なうちに本来は更新したいというところもあったんですけれども、ちょっと参考見積りがなかなか大きな金額だったということもございまして、これは令和4年度以降の再検討事項として財政協議がされたということで、いずれいつかはまた必要になる経費ということで、3年度は予算要求したものの今回は見送られたということも報告させていただきます。

予算に関しては、以上とさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 続けて、積立てもやってください。

○主事（高橋秀彰君） 続いてですね、令和2年期の美里町議会議員積立金等収支報告書をお手元に御準備ください。これは簡単に説明させていただきます。

まず、1枚開いていただきまして議員一般積立金の収支報告書でございます。収入・支出、記載のとおりでございますけれども、令和2年期に関しては、なかなかイベント等もなかったということもございまして差引残金が54万6,806円、支出以上の残金が残ったというふうな状況になっております。これは1人当たり大体3万4,000円程度の金額になります。残額も多いということもありますので、令和3年期に関しては、場合によっては積立金を集めるのを一旦廃止するということも検討しながら、余り残金が多額になり過ぎないような運用をしていきたいというふうに思っております。

1枚開いていただきまして、旅行積立のほうを御覧ください。こちらは差引き96万円になっております。支出に関しては精算金ということで一旦お返ししたものが支出になっておりまして、それも含めて現段階で差引きが96万円、これは1人当たり大体6万円の金額になります。

れども、これが残金として残っております。

最後にコーヒー積立を御覧ください。コーヒー積立に関しては、差引き残金としては2万8,595円、これも昨年期のことを思い出していただきたいと思いますが、余り一時的に残金が多くなりすぎたということもありまして、徴収を停止とかしながら余り残金が大きくなりすぎないようにしていたところもありましたので、令和2年期に関しては12か月のうちの4か月分だけを集めていたところですが、その上で2万8,595円が余ったというところでございます。令和3年期ですね、改選の直前に当たる年でありますから、余りこれも残金が多くなりすぎないように運用していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、これの収支報告に関しては、2月9日の日に櫻井監査委員から監査を受けたものだという事を申し添えておきます。

報告、以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま報告ありましたが、何かございますか。よろしいですか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 1点、済みません。補正予算の概要のところなんですけれども、新中学校アイデアコンテストの議長賞として支出するところなんですけれども、今でなくていいので詳細をいただきたいと思います。どれぐらいものを幾らでどういうふうな形……。

○議長（大橋昭太郎君） いつ実施されかはまだわからないんだそうですけれども、その要綱は来ておりまして、チラシだけ、詳細は決まってないようなんですね。ただ、そいつの賞品かなんかを、賞金だか賞品を出す部分です。町長賞と議長賞があるんだそうです。よろしいですか。（「はい」の声あり）

先日、地震の際には皆さんお集まりいただきまして大変ありがとうございました。災害時議員行動マニュアルにおいては、本町において震度5強以上の地震の発生、大雨特別警報等が発表されたときは議員控室に参集とあります。先日、遠くに出かけるとか、あとお酒飲んだとかいろんな形の中で来れないということもあると思いますが、災害時議員緊急連絡網がございします。これは一方通行で議長から副議長、そして各常任委員長から各班員にということになっておりますけれども、これを例えば連絡をよこすというのは大前提で考えていただきたいと思います。これを逆にたどってですね、常任委員長のほうに都合悪いとか状況が悪いとか、何ていったらいいかな、参集できないといったような連絡もですね、その逆のコースをたどって、ぜひ連絡するようにお願いしたいと思います。（「はい」の声あり）よろしく申し上げます。

以上でございます。

それでは、これで全員協議会を終了しますので……（発言者あり）次回にしませんか。緊急、関係してんの。

○ 8 番（藤田洋一君） 予算に関係、予算には関係ないものの、3月会議には関係なってくるか、ちょっとわかりません。私も。

広域の連合の第1回の定例会が会議開催されました。2月の2日ですね、1時からです。それでたまたまコロナで本当に振り回されたような1年でありましたけども、議員の中に1人おられてね、欠席だったようでした。それらについては、先日地元の市町村の方針に従って新聞とかそういうものに上げていくというようことを報告されました。今回はそういう方法で新聞には上がってはいなかったんですね。ただ、議会ではそういう人がいたということ報告ありました。

それから日程の中で、会議始まって日程の中で一番先に昨年2月、2年の7月に出されたの柔道整復師の請願書出てたんですね。それが何か見直しが進んでるということで撤回要請が来まして、それで承認されたと。それが第1点でございました。今度、自己負担割合2割負担という今閣議決定され、国会で今議論されておりますけれども、それに関連して見直しもされてきているということで整復師会というんですかね、県の出されたやつが撤回の申請ありまして、それを承認したということでございます。

それから、議案としては第1号から第5号までありまして、第1号・第2号は条例の改正、第3号議案としては特別会計の補正、2年度の補正ということで、いずれも可決されております。中身的には今度こちらに多分議案書来ると思うんですが、それにお目通しいただければ、ここで説明すればいいところですが、その辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います。4号議案は一般会計の3年度予算、5号については特別会計の予算ということで、これも原案どおり可決というふうになっております。

最後に意見書というのが出まして、これも仙北の会って、今大崎の只野さんが会長になってんですが、グループが4つありまして、その中でいろいろ揉まれて、2割負担を反対というか、意見書としてはやむを得ないということで只野さん出されたんですけども、1グループから出されたのが陳情書に至る、それを優先すべきじゃないかということであったんですが、全協の中でいろいろ揉んで、議長、副議長の中で、役員会の中で揉んで揉まれて、そして意見書を採択したという経過で、多数賛成という、反対意見出たのは少数反対ということで、それも承認されております。

あとは余り変わったことないんですが、いずれその都度もしあれば今度来る中身と私も今回

そういうことも含めていろいろ考えてますけれども、聞いてみたいということもありますので、今回の3月の、もしあれば出してみたいというふうに思っておりますので、一応報告とさせていただきます。以上でございました。

○議長（大橋昭太郎君） 御苦労さまでした。

全員協議会を終了します。副議長、挨拶をお願いします。

○副議長（我妻 薫君） 長時間大変御苦労さまでございました。今日の内容ですね、来週議案書送付されると思いますが、3月会議の中にも密接に関わりますので、3月会議の中でもさらに議論、審議をやっていただければというふうに思います。

今日は、大変御苦労さまでした。（「ありがとうございました」の声あり）

午後4時43分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月18日

美里町議会議長